

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>政策調整会議</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和8年1月26日（月） 午前9時37分～午前11時12分</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市役所 別館3階 市長公室</p>
<p>出席者の職・氏名</p>	<p>【出席者】 又賀市長公室長、千葉危機管理監、濱総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、田中会計管理者、益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、奥山生涯学習部長</p> <p>（担当課1） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、山本同課長補佐、伴仲同課政策企画係主査</p> <p>（担当課2） 小野澤副審議監兼危機管理室長、浅川同室長補佐、千葉同室危機管理係長</p> <p>（担当課3） 西内総務部次長兼人権庶務課長、永山同課長補佐、石井同課長補佐兼男女平等推進係長</p> <p>（担当4、5） 佐藤職員課長、古瀬同課長補佐、小島同課人事研修係長</p> <p>（担当課6） 松尾デジタル推進課長、白砂同課長補佐、大石同課デジタル推進係長</p> <p>（担当課7） 山木福祉相談課長、平岡同課長補佐兼地域福祉係長、萩原同課福祉相談係長、國重同課同係主任</p> <p>（担当課8） 関口学校教育部次長兼教育総務課長、河本同課主幹兼課長補佐、佐賀同課学校施設係長</p> <p>（担当課9） 増田資源リサイクル課長、飯泉同課長補佐、山根同課専門員兼リサイクルプラザ所長、新川同課資源リサイクル係長</p>

	<p>(事務局)</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、伊藤同課政策企画係主事</p>
欠席者の職・氏名	村沢審議監兼まちづくり推進課長、小笠原監査委員事務局長
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 朝霞市行政改革推進基本方針及び実施計画の改訂</li> <li>2 第5次朝霞市防犯推進計画(案)</li> <li>3 第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案)</li> <li>4 第5期朝霞市特定事業主行動計画(案)</li> <li>5 第2期朝霞市障害者活躍推進計画(案)</li> <li>6 DX推進方針(案)及びDX推進実施計画(案)</li> <li>7 第5期朝霞市地域福祉計画(案)</li> <li>8 朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(案)</li> <li>9 リサイクルショップ見直し経過報告</li> </ol>
会議資料	<p>(議題1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料1】朝霞市行政改革推進基本方針(案)</li> <li>・【資料2】朝霞市行政改革推進実施計画(案)</li> <li>・【資料3】外部評価委員会からの意見</li> </ul> <p>(議題2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料4】第5次朝霞市防犯推進計画(案)</li> <li>・【資料5】第5次朝霞市防犯推進計画(案)概要</li> <li>・【資料6】第5次朝霞市防犯推進計画(案)スケジュール</li> </ul> <p>(議題3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料7】第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案)について(概要)</li> <li>・【資料8】第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案)</li> </ul> <p>(議題4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料9】第5期朝霞市特定事業主行動計画(案)(概要)</li> <li>・【資料10】第5期朝霞市特定事業主行動計画(案)</li> </ul> <p>(議題5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料11】第2期朝霞市障害者活躍推進計画(案)(概要)</li> <li>・【資料12】第2期朝霞市障害者活躍推進計画(案)</li> </ul> <p>(議題6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料13】朝霞市DX推進方針(案)</li> <li>・【資料14】朝霞市DX推進実施計画(案)</li> <li>・【資料15】朝霞市DXロードマップ(案)</li> </ul> <p>(議題7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料16】第5期朝霞市地域福祉計画(案)【概要】</li> <li>・【資料17】第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画(案)</li> </ul>

	<p>(議題8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料18】朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(案)概要</li> <li>・【資料19】朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(案)</li> <li>・【資料20】朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(素案)に係る市民コメント実施結果</li> <li>・【資料21】朝霞市学校施設長寿命化計画(第2期)(素案)に係る職員コメント実施結果</li> </ul> <p>(議題9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料22】リサイクルショップ運営事業の見直し経過報告</li> <li>・【資料23】リサイクルショップに関するアンケート集計報告書</li> </ul>	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
傍聴者の数	-	
その他の必要事項	なし	

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【開会】

### 【議題】

#### 1 朝霞市行政改革推進基本方針及び実施計画の改訂

### 【説明】

（担当課 1：伴仲政策企画課政策企画係主査）

「朝霞市行政改革推進基本方針及び実施計画の改訂(案)」について、10月27日の政策調整会議終了後、資料を修正したものを市長、副市長に御説明した。本日は、修正の主な内容について御説明する。

資料1の1ページを御覧いただきたい。「1 基本方針策定の趣旨」の2段落目に歳入・歳出が500億円を超える状況が続いている旨を記載していたが、「具体的な数値を記載する理由があるのか」との御意見を踏まえ、当該数値を削除するとともに、朝霞市中期財政計画との整合を図りながら進める旨を追記した。

2ページ、行政改革の進め方の重点取組事項において、前回は、人件費の説明として、市長・市職員の給与や市議会議員の報酬等も例示していたが、「ここまで詳細に記す必要があるのか」との御意見を踏まえ、当該説明は削除した。

続いて、資料2の1ページ、「行政改革の柱と主な取組」を御覧いただきたい。変更点としては、重点取組事項の表のうち、「持続的な財政基盤の整備」に係る実施項目の記載順を、予算編成方針に合わせて、「使用料・手数料等の見直し」、「補助事業の見直し」、「多様な財源の創出・確保」の順に改めた。

次に、「指標設定の考え方」について、今回の実施計画では、当該年度終了後に何が変わったのかを振り返ることができるよう様式を見直し、年度別の指標として、取組の実施状況を測る行動指標と取組の結果として市民サービスの向上や効率化等の「価値の変化」を測る成果指標の2つを設定したため、その考え方について記載した。

なお、シート番号1、2、4、5の各指標の一部に「状況を踏まえて改めて設定」と記載している。こちらは、シート番号1と2については、令和8年度にそれぞれ基本方針を改訂し、見直し対象等を検討した上で指標を設定したいと考えている。

また、シート4については、令和8年度にファシリティマネジメント推進室を設置するが、引き続き今後の体制について検討を予定していることから、令和9年度以降はその状況を踏まえて、改めて指標を設定したいと考えている。

シート5については、令和8～9年度に掛けて、一元管理の実施に向けた検証を行うことから、検討結果を踏まえて令和10年度の指標を設定したいと考えている。

続いて、資料3を御覧いただきたい。行政改革推進基本方針及び実施計画の内容については、12月23日に開催した外部評価委員会において、有識者及び市民の視点から多くの御意見を頂戴した。主なものを御紹介する。1ページの4「使用料・手数料の見直し」については、「どのようなプロセスで目標設定を行い、具体的にどの使用料・手数料を見直すのか」との御意見を頂き、令和8年度に各公共施設のサービス提供コストを算出し、現行の使用料・手数料との乖離状況を把握した上で検討していく旨を回答した。

次に、6「補助事業の見直し」について、「廃止や改善を検討すべきと考えられる補助事業は何か」との御質問を頂き、まずは長期間実績がないものや、補助金の目的を達成しているもの等を想定している旨を回答した。

次に、16及び17「多様な財源の創出・確保」について、「ネーミングライツの実績」について御質問があり、現時点では実績がない旨を回答した。その上で、「市ホームページ

ジへの掲載にとどまらず、より積極的な周知方法を検討すべきではないか」との御意見を頂戴した。

次に、23「行政手続のデジタル化」について、電子申請を行っても手数料の支払い等で来庁が必要となる場合があることから「キャッシュレス決済を導入し、来庁せずに手続を完結できないか」との御意見を頂き、今後は利用頻度や市民ニーズの高い手続から優先し、費用対効果を見極めながら検討していく旨を回答した。

最後に、26「デジタル化による持続可能な行政サービスの確保」について、「テレワーク導入が難しい部署における人材確保のために必要な取組は何か」との御質問を頂き、職員の休暇制度や人材育成など、多様な働き方につながる取組を充実させていくことが重要である旨を回答した。

外部評価委員会の意見を受けての修正はないが、行政改革の推進に当たって参考にしていく。

最後に、この後の流れだが、2月9日に開催を予定している三役及び部長級で構成する行政改革推進本部会議にお諮りした後、市長決裁を経て決定したいと考えている。

決定後は、市ホームページで公開するとともに、3月議会において議員に配布する。説明は以上である。

#### 【意見】

(益田上下水道部長)

例えば方針案3ページの6など、見にくい箇所があるため、見やすい体裁としていただきたい。

(担当課1：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

レイアウトについては検討する。

(又賀市長公室長)

先ほど開催したDX推進本部において、手続きに関するオンライン化だけに限ることなく、市民と地域のニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、デジタル地域通貨の導入について検討に取り組むべきではないかとの意見を受けて、事務局で検討するとの回答があった。

よって、来年度の行政改革実施計画のDXの項目に位置付けられないか、デジタル推進課と調整して対応してもらいたい。

(担当課1：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

承知した。手続き以外の新たなオンライン化基盤の導入を検討することについて、行政改革実施計画に位置付けられないか、所管と調整する。

#### 【結果】

必要に応じて修正し、庁議に諮ることとする。

#### 【議題】

2 第5次朝霞市防犯推進計画（案）

#### 【説明】

(担当課2：小野澤副審議監兼危機管理室長)

第5次朝霞市防犯推進計画の位置付けについて、本市は犯罪のない安全で安心できる

住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として、平成17年4月に朝霞市防犯推進条例を施行した。条例第9条に基づき、防犯に関する施策を計画的に推進するため、平成18年5月に平成18年度から平成22年度までの5か年を計画期間とする朝霞市防犯推進計画を定めた。

次に本計画の内容について、資料4を御覧いただきたい。まず、1ページ「本計画の策定の趣旨」だが、本計画は、平成18年度に策定後、2次、3次、4次と20年が経過する中で、長期的には犯罪の発生は減少傾向にあるが、近年はコロナ禍での社会活動の抑制の反動による件数の増加や、新たな犯罪として、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもへの声掛け事案などが多くなっており、本市としては、引き続き防犯施策を推進する必要があることから、今回、第5次計画を策定するものである。

「市民意識調査にみる施策満足度・重要度」について、令和5年度に実施した、第6次朝霞市総合計画策定に伴う市民意識調査では、満足度よりも重要度の方が高い結果となっていることから、市の防犯施策を推進していく必要があるとしている。

2ページから10ページまで、本市における犯罪情勢や犯罪傾向をまとめている。先ほども述べたとおり、刑法犯の認知件数は長期的には減少傾向にあるがコロナ禍での社会活動制限の反動もあり、直近では増加傾向にある。

11ページを御覧いただきたい。今回の見直しに当たっては、第4次の総括を行い、次に、埼玉県を取組との整合を図りながら、「第5次の方向性」として定めた。具体的には、第4次計画を継続すること、広報、啓発活動を強化すること、地域防犯力を強化することの3点である。3点目は、今回の計画で新たに位置付けたものである。

12ページから13ページまでは、変更はない。

14ページを御覧いただきたい。「実施計画」については、本計画が決定した後、16ページの施策体系に基づき速やかに関連部署と調整の上、令和8年度当初に策定する予定である。

15ページを御覧いただきたい。こちらは、市、市民、事業者が取り組むべき施策をまとめたものだが、第4次と変更はない。

16ページ以降の具体的な取組内容だが、第5次から新たに取り組む項目を説明する。

17ページを御覧いただきたい。こちらは犯罪を起こさせにくい地域環境における犯罪抑止の3要素と16ページの施策体系一覧を関連付けたものとなっている。市の取組の広報、啓発活動の推進の「社会を明るくする運動、再犯防止に関する広報の推進」については、現状においても取り組んでいるが改めて本計画に位置付けて掲載した。

18ページを御覧いただきたい。「更正保護関係団体への支援」を追加している。

22ページ、市民の取組の「防犯に関する意識の高揚」において地域防犯力の必要性と防犯意識の高揚について新たに追記した。

以上が、第5次において、新たに追加した項目及び具体的な取組内容である。

最後に32ページを御覧いただきたい。第5次計画の策定に当たり、市職員で構成する庁内連絡会議と、31ページの外部の委員で構成される防犯推進計画会議において御議論いただいた。

今後のスケジュールだが、資料3のとおり1月22日に防犯推進計画会議を開催し、本日の政策調整会議、2月10日の庁議を経て、市民・職員コメントを実施した後、本年度3月末までの発刊を予定している。

説明は、以上である。

#### 【意見等】

(堤田こども・健康部長)

市民コメントの実施は庁議後で良いのか。

(担当課2：小野澤副審議監兼危機管理室長)

スケジュール等の都合上、市民コメントが後になっている。市民コメント等で大きな変更があれば、防犯推進会議を開催し、軽微な変更であれば会長に一任と会議で了承をいただいている。また、大きな変更があった場合は政策調整会議と庁議にもお諮りする。

(又賀市長公室長)

事務局としてはどうか。

(事務局：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

他の計画の進め方を見ると、市民コメント前に政策調整会議等に諮るかは分かれるが、市民コメント後はその結果を踏まえて諮っている。今回のケースも、市民コメントの結果報告として、政策調整会議などに諮っても良いと考える。臨時の政策調整会議の開催も可能ゆえ検討していただきたい。

(又賀市長公室長)

特に全員協議会に諮る予定はないか。

(担当課2：小野澤副審議監兼危機管理室長)

そういった予定はない。

(櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

全員協議会は全ての計画を諮っているわけではないが、市民コメント後の政策調整会議と庁議はあっても良いのではないかと考える。

(又賀市長公室長)

内容に修正があれば改めて会議に諮る旨については、次回の庁議で説明した方が良いのではないか。

(佐藤福祉部長)

朝霞市としては犯罪認知件数が増加しており、特に自転車盗が増加している。それらへの対策を計画に盛り込んでいるのか。

(担当課2：小野澤副審議監兼危機管理室長)

範囲としては警察の管轄であるが、警察でも重点的に取り組むこととして位置付けている。チラシ配布や、自転車盗の多い駅前やスーパー付近での啓発を重点的に行うと聞いている。それらは広報・啓発活動の推進に含まれると考えている。

また、実施計画等への位置付けについて、関連部署と調整していきたい。

(益田上下水道部長)

青色防犯パトロールは継続するのか。効果検証等を行っているのか。

(担当課2：小野澤副審議監兼危機管理室長)

防犯推進会議でも同様の質問があったが、効果については一定程度あるという回答である。成果としては明確に計りにくいですが、市の姿勢を示す意味でも重要である。

**【結果】**

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

**【議題】**

3 第3次朝霞市男女平等推進行動計画（案）

**【説明】**

（担当課3：石井人権庶務課長補佐兼男女平等推進係長）

第3次朝霞市男女平等推進行動計画（案）の概要については1月6日の会議で説明させていただいたので、本日は、その際に御指摘いただいた箇所の検討結果を中心に御説明する。

資料8を御覧いただきたい。初めに、30ページから37ページまでの「第2次朝霞市男女平等推進行動計画における取組と評価」についてだが、前回の会議でも御説明したとおり担当課内の検討過程で協議の結果修正した箇所である。

30ページの施策の方向1-1「男女平等の現状把握と将来像の提案」を具体例として御説明する。修正前は、第2次計画における「取組」に関する記載のみとしていたところ、項目を「取組」と「評価」に分け、そこに指標ごとの「目標値」と「現状値」を図表にして掲載することで、第2次計画の総括を分かりやすく記載することとした。

次に、38ページの「指標・数値・現状値一覧表」について、修正箇所としては、「令和元年度」と「令和7年度」の数値を比較した結果を視覚的に示すため、「達成度」という欄を設け矢印で表記していたが、矢印の意味するところが伝わりづらいという理由から、「達成度」の欄を削除した。これによって、計画の最終年度に当たる「令和7年度」の目標値と実績値の対比がしやすい表記へ修正した。

最後に、67ページの「主な施策」の「学校教育において多様な性に関する理解を促進する」についてだが、修正前は、本文に「学習環境を整備します」という表記があり、ソフト面、ハード面どちらかという御質問を頂いた。事例によって様々な対応があり得ると思われること、ソフト面・ハード面のどちらかに限定するものではないため、修正後の計画案としては、資料に記載のとおり「一人ひとりに寄り添った対応に努めます」という記載に修正した。

説明は以上である。

**【意見等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

**【議題】**

4 第5期朝霞市特定事業主行動計画（案）

**【説明】**

（担当課4：小島職員課人事研修係長）

第5期朝霞市特定事業主行動計画（案）について、資料9を御覧いただきたい。

初めに現計画についてだが、当初は、令和2年度から6年度までの5年間の計画期間であったが、女性活躍推進法の改正状況が計画満了時点では不明であったため、昨年度、計画の内容は同じまま、計画期間のみ1年間延長させていただいた。この度、女性活躍推

進法の改正法が令和7年6月に可決成立し、改正内容等が判明したため、これに合わせて次期計画を策定するものである。

第5期計画(案)の概要だが、計画期間は令和8年度を初年度とする5年間で、令和12年度までである。

次に、特定事業主行動計画とは何かについて、次世代育成支援法及び女性活躍推進法により策定することが求められている。まず、次世代育成支援法では、急速な少子化などへの対策として講ずるべき取組に関して、国及び地方公共団体の機関が策定するものとされており、法の趣旨は少子化や人口減少の克服で、男性職員の育児参加の推進や時間外勤務の縮減などによって、こどもを生子、育てやすい職場環境づくりを目的としているものである。

次に、女性活躍推進法では、女性が本人の意思により、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる機会を提供することを目的として、その取組に関して国及び地方公共団体の機関が定めなければならないもので、法の趣旨は男女間の事実上の格差の是正による労働力の確保と組織の活性化で、女性が出産、子育てを通じて働き続けられる職場づくりやキャリア形成などを目的としているものである。

本市では2つの法律が策定を求めている特定事業主行動計画について、取組内容としては共通する項目が多いことから、現計画から、朝霞市特定事業主行動計画の中で、それぞれの取組に関して規定している。

続いて、主なポイントだが、現計画との変更点などが5点ある。

1点目は、法改正への対応である。先ほど申し上げた2つの法について、それぞれ令和7年4月施行、令和8年4月施行予定と改正された。内容としては、法律自体が10年間の時限立法であったことから、それをさらに10年間延長するほか、計画の策定に当たっては、状況の把握・分析、数値目標の設定などが事業主に求められ、これらに関して、今回の改訂で対応している。

2点目は、市独自の視点としての介護関係の追加である。職員のワーク・ライフ・バランスの推進には、家族介護支援という観点も重要と考え、今回新たに追加している。

3点目は、職員意識調査の実施である。電子申請システムを活用して調査を行い、今回初めて職員の職場に対する意識を把握することができた。回答内容を整理し、課題の整理も行った上で、取組内容や目標を設定している。

4点目は、時間外勤務の縮減を最優先課題に設定したことである。職員意識調査の結果などから、ワーク・ライフ・バランスの推進には、時間外勤務の縮減が根本的な課題であることが分かった。時間外勤務の縮減を最優先課題として全体の構成を再構築するとともに、5年後の目標として数値目標を新たに設定している。

5点目は、(2)から(4)までの内容などを踏まえ、計画の副題を、記載のとおり変更している。

次に、進行管理だが、2つの法律に基づき、毎年度実施している公表を、今後も引き続き行い、目標の達成状況を検証していきたいと考えている。

最後に、公表までのスケジュールは資料のとおりである。公表については、市ホームページ上で行う予定である。

説明は以上である。

#### 【意見等】

(佐藤福祉部長)

内容としては、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍、男性育休など問題ないが、先日の主任級研修が8時30分からで、育児のための部分休業を取得している職員から調整が大変であったという意見があった。そういった面への配慮も進めていただきたい。

(益田上下水道部長)

本編の「はじめに」について、市長や議長など、複数の機関が記載されているのはなぜか。また、文章の最後に「期待しています。」と記載されているが、誰が期待しているのか。

(担当課4：小島職員課人事研修係長)

法律で国と地方公共団体の機関が策定することとされているが、機関とは任命権者のことである。朝霞市においては、記載されている全ての機関が合同で策定していると考えている。

(又賀市長公室長)

「期待しています。」という表現の主語は、ここに記載されている機関という認識か。

(担当課4：小島職員課人事研修係長)

そのように認識している。

(益田上下水道部長)

「はじめに」は計画の哲学や思いを記載する箇所だと思うが、事実及び経過が内容のほとんどで、思いが最終段落にしかないのではないか。これは趣旨や経緯であって、「はじめに」として掲載するものなのか。

(又賀市長公室長)

計画の内容については、記載されている機関には確認しているのか。

(担当課4：佐藤職員課長)

職員コメントを行うに当たっては、事務局に内容を伝えている。今後、各任命権者に内容が差し支えないか確認を行い、文書を頂く予定である。

(又賀市長公室長)

これまでも同様の手続きで策定しているのか。

(担当課4：佐藤職員課長)

これまでは策定時点で合議を頂いていたが、それでは任命権者の同意と言えないため、別で文書を頂くこととした。

(益田上下水道部長)

各執行機関による議論は必要ないのか。

(又賀市長公室長)

市として取りまとめて計画を策定することは、事前に各執行機関に了解を取っているのか。

(担当課4：佐藤職員課長)

職員コメントの際に各執行機関の事務局から、合議を頂いている。

(又賀市長公室長)

議長以下に列挙されている機関から、話を聞いていないと言われてしまうことが危惧される。手続きに問題ないかが懸念される。

(益田上下水道部長)

市の名前で計画を策定し、各執行機関は市長部局の内容に準じるという形にするなど、方法はほかにもあるのではないか。

(佐藤福祉部長)

第1期の計画を策定した際は各執行機関から代表者を選出し議論していたが、今回は職員課のみで策定しているのか。

(担当課4：佐藤職員課長)

今回の計画は職員課主導で策定している。

(濱総務部長)

他の機関から代表者を選出したのは初回の計画だからで、第5期のため職員課で作成しているのではないか。

(又賀市長公室長)

市長名で策定し、各執行機関も包含していると記載するなど、他の方法を検討した方が良いのではないか。

(濱総務部長)

本来は、各機関で作成いただくものではある。

(佐藤福祉部長)

その方法は現実的ではないのではないか。

(又賀市長公室長)

このタイミングで各機関に話を持って行った方が良いのではないか。議長以下に列記されている機関で認識されていれば問題はないと考える。

(濱総務部長)

次の議題の計画も、同様の建付けである。

(担当課4：小島職員課人事研修係長)

参考として、他市においても、連名で策定しているところが多い。

(又賀市長公室長)

内容は良いため、手続き等について再度検討していただきたい。

(益田上下水道部長)

「はじめに」を連名にするのではなく、本文中に実施主体を明記するなど、他の方法はあると考える。

**【結果】**

必要に応じて修正し、庁議に諮ることとする。

**【議題】**

5 第2期朝霞市障害者活躍推進計画（案）

**【説明】**

（担当課5：小島職員課人事研修係長）

第2期朝霞市障害者活躍推進計画（案）について、資料11を御覧いただきたい。

初めに現計画だが、当初令和3年度から6年度までの4年間の計画期間であったが、昨年度、特定事業主行動計画とともに、計画期間のみ1年間延長させていただいた。

この度、特定事業主行動計画の策定に合わせ、障害者活躍推進計画についても次期計画を策定するものである。

計画期間は、令和8年度を初年度とする5年間である。また、本計画の根拠法令等は記載のとおりである。

計画の主なポイントだが、1点目は、法改正等への対応で、障害のある職員の定着率に関して、データの収集、整理分析、目標の設定が必要となった。本市では、今までも目標の設定はあったが文言だけであったため、今回新たに数値目標を設定した。目標は、障害者枠で採用された職員の、採用1年後の職場定着率を100%とすることである。

2点目は、障害のある職員等への意見聴取で、令和7年度自己申告において、新たに「障害のある職員への配慮等」の項目を作り、意見を聴取した。頂いた御意見については、ほとんどが現計画の取組内容の中で対応していくべき内容であったため、今回の意見聴取により、新たに計画に反映した箇所はないが、今後も自己申告において、毎年度意見聴取をしていきたいと考えている。

次に進行管理だが、特定事業主行動計画と同様、取組実施状況を毎年度公表しており、今後も引き続き行うことで、目標の達成状況を検証していきたいと考えている。

最後に、公表までのスケジュールだが、こちらも特定事業主行動計画と同様である。説明は以上である。

**【意見等】**

なし

**【結果】**

必要に応じて修正し、庁議に諮ることとする。

**【議題】**

6 DX推進方針（案）及びDX推進実施計画（案）

**【説明】**

（担当課6：松尾デジタル推進課長）

資料13のDX推進方針案を御覧いただきたい。こちらは、DX推進本部と部会で素案を検討し、職員への照会や外部評価委員会に意見を伺って、案としてまとめたものである。

なお、策定作業を開始するに当たって、市政モニターへのデジタル化に関するアンケートを実施しており、その結果も踏まえた内容となっている。

1ページを御覧いただきたい。策定の趣旨だが、新方針策定の主な理由として、2段落

目に3点挙げている。1つ目、現行方針が令和7年度までを計画期間としていること、2つ目、デジタルを取り巻く環境の変化により、計画内容の見直しが必要なこと、3つ目、国の「人材育成・確保基本方針策定指針」の改訂がありデジタル人材の育成・確保に関する記載が追加されたことである。

このような理由から、現行方針の成果と課題を踏まえつつ、デジタル化からDXへと発展させた、新たな「朝霞市DX推進方針」を策定する。

2ページを御覧いただきたい。位置付けでは、総合計画との関係を示すとともに、埼玉県の計画とも整合を図りながら、進行管理を計画的に行うため、新たに「朝霞市DX推進実施計画」を定めることとしている。

3ページを御覧いただきたい。推進方針については、国が令和7年3月28日に策定した「自治体DX推進計画」の重点取組事項を受け、現行方針を見直し、本市の重点取組事項を4項目に再編した。行政手続のオンライン化、新しいデジタル技術の利用推進、柔軟で働きやすい職場環境づくり、フロントヤード改革の推進の4点が、新たなDX推進方針では重点取組事項となる。

4ページ、重点取組事項「行政手続のオンライン化」は現行方針から継続する取組である。本市ではこれまで、国が「特に国民の利便性向上に資する手続」としている子育て関係15手続、介護関係11手続の26手続のオンライン化に取り組んできたが、26手続以外の各種手続についても、年間処理件数の多い手続やオンライン化への制約がない手続から優先して、オンラインで行うことができる手続を拡充していくことに取り組む。

5ページ、重点取組事項「新しいデジタル技術の利用推進」は現行方針から発展させる取組である。生成AIをはじめとする新しいデジタル技術の利活用に適する定型的な業務と、職員による応対や柔軟な判断を必要とする相談・企画等の非定型的な業務を見極め、既存の業務における非効率なプロセスを根本的に見直すための新しいデジタル技術の導入検討に取り組む。

6ページ、重点取組事項「柔軟で働きやすい職場環境づくり」も現行方針から発展させる取組である。本市では、令和7年7月からテレワーク制度の運用を開始したが、紙の資料や場所に縛られず柔軟な働き方ができるよう、テレワークに限らず、庁内LANの無線化やフリーアドレス化など、より広範な働き方改革を目指す。

7ページ、重点取組事項「フロントヤード改革の推進」は、新たに位置付ける取組である。本市においても、これまで身分証明書等の券面読み取りによる申請書作成支援システムをはじめ、証明書発行手数料等のキャッシュレス決済レジを導入してきたが、引き続き、受付からバックヤードまでのデータ連携やキャッシュレス決済を拡充することで、市民の利便性向上と業務効率化の実現に取り組む。

8ページを御覧いただきたい。人材育成については、現行方針にはなかったが、新たな章として追加した。これは国の「人材育成・確保基本方針策定指針」が26年ぶりに改定され、新たに「デジタル人材の育成・確保に係る留意点」が追加されたことを受けたものである。新たに策定する方針では、国の指針を踏まえ、人材育成の対象を「DX推進リーダー」と「一般行政職員」の2類型に分類し、それぞれに必要な知識・意識に応じた研修等を実施していくこととする。

最後に、9ページを御覧いただきたい。推進体制だが、現行の方針に引き続き、デジタル化の実施主体である各業務主管課を支援するため、CIOを副市長とし、副市長をトップとした全庁的・横断的な推進体制とする。新たな方針では、基本的な推進体制は維持しつつDX推進本部、DX推進部会を新たに位置付けるとともに、外部評価委員会から外部人材の活用に関する意見が複数挙がったことを踏まえ、図内及び8行目以降に外部人材の活用に関する記載を追記した。

次に、資料14のDX推進実施計画案を御覧いただきたい。実施計画は令和8年度か

ら令和12年度までの5か年を計画期間として、方針で掲げる4つの重点取組事項及び人材育成の具体的な施策を定めるものとする。

1 ページを御覧いただきたい。取組事項「手続のオンライン化の拡充」である。年間処理件数の多い手続やオンライン化への制約がない手続から優先してオンライン化するほか、国が「特に国民の利便性向上に資する手続」としている子育てや介護関係の26手続について、マイナポータルを利用した「ぴったりサービス」の活用を目指すこととし、デジタル推進課が支援しながら各手続所管課が取り組むものである。

2 ページ、取組事項「オンラインキャッシュレス決済の手段等の拡充」である。公共施設予約システムにおけるオンラインキャッシュレス決済手段やeL-QRに対応した税や公金の種類を拡充するとともに電子申請・届出サービスに電子収納機能を導入し、手続がオンラインで完結できる環境を整備することとし、デジタル推進課、収納課、出納室が連携し取り組むものである。

3 ページ、取組事項「新しいデジタル技術（生成AIなど）の活用による業務改革の推進」である。生成AIやノーコードツールなどの汎用的なデジタル技術の全庁的な活用と、特定の行政課題を解決する専門的なデジタル技術の導入を両輪で進め、既存業務の抜本的な見直しと行政サービスの質の向上を図ることとし、デジタル推進課が環境整備や支援を行い全ての部署が活用に取り組むものである。

4 ページ、取組事項「導入済みデジタル技術（RPA、GISなど）の拡充」である。既に導入しているRPA、GIS等のデジタル技術について、利用範囲の拡大を図るため各部署のニーズを把握し、費用対効果の高い業務から順次適用を進めることとし、デジタル推進課が支援しながら全ての部署が取り組むものである。

5 ページ、取組事項「テレワークの推進、定着」である。令和7年7月に制度化したテレワークを、業務設計・運用ルール・情報セキュリティ・機器整備の面から一層充実させ、より多くの部署で効果的に活用できる制度を実現することとし、デジタル推進課が情報セキュリティや機器整備などを担当し、職員課が制度設計や職員の理解促進などに取り組むものである。

6 ページ、取組事項「庁内LAN無線化の検討、実証実験、導入」である。庁舎内の執務空間に、安全性の高い無線ネットワークを整備し、職員が持ち運べるノートPCなどの端末で業務を遂行できるネットワーク環境へ転換することとし、デジタル推進課と財産管理課が連携し取り組むものである。

7 ページ、取組事項「申請書作成支援システムの拡充・バックヤード連携強化」である。各窓口業務において対面サービスの在り方を検討し、タブレット端末等のデジタル技術を活用して市民が申請書を手書きせずに手続を行えるよう整備するとともに、作成された申請データ等を関係各課のバックヤードと連携させることで、待たないワンストップ窓口サービスへと転換することとし、デジタル推進課が環境整備や支援などを行い、各窓口部署が取り組むものである。

8 ページ、取組事項「キャッシュレス決済対応窓口の拡充」である。キャッシュレス決済の利用状況を踏まえ、取扱窓口拡大の検討を行うこととし、デジタル推進課が支援し、総合窓口課、支所、出張所で取り組むものである。

9 ページ、取組事項「人材育成」である。全職員がDXの必要性を理解し、デジタル技術を活用できる組織へと変革するため、職員の階層・役割に応じた体系的な人材育成を実施することとし、デジタル推進課が取り組むものである。

以上がDX推進実施計画の案だが、この実施計画は毎年度、各取組の達成状況の評価を行うものとし、社会情勢や各施策の取組状況等を踏まえ、DX推進本部と部会による進行管理の下、必要に応じて適宜見直し・改訂等を行っていく予定である。

最後に資料15を御覧いただきたい。こちらは、市のDXを推進に関する中長期の考

えを示すために作成した、「朝霞市DXロードマップ案」である。

基本コンセプトは、「DX成功」の定義を「DXが当たり前の行政運営」が実現されている状況とし、これを最終目標として、「庁内全体にDX意識とスキルが浸透した状態を目指す」こととする。

基本コンセプト達成までの工程を、フェーズ1「基盤構築期」、フェーズ2「展開・浸透期から自立・統合期へ」、フェーズ3「成熟・進化期」の3つに分けて捉え、次年度から新たなフェーズ2に移行する段階と考えている。

なお、本ロードマップは、DX推進方針と併せてホームページで公開する予定である。

次に、先のDX推進本部の審議内容について共有する。主な御意見等として、3つ頂戴した。

1つ目、キャッシュレス決済の手数料負担について、全庁統一の方針は決まっているのか、という御質問に対し、令和8年度以降の使用料・手数料の見直しで検討していく予定である旨の回答が所管部署からあった。

2つ目、電子申請されたデータの事務処理において、ネットワークが三層に分離されている関係上、どうしても手作業が入り、リスクがある。解決のための手立ては考えてないのかという御質問に対し、RPAの活用が有効である旨を回答した。

3つ目、資料14の実施計画3ページ目「期待される効果」の表現が分かりにくいとの御指摘に対し、「職員の作業時間の短縮」などに修正したい旨を回答した。

会議後に句点の使い方など、公用文の体裁に一部不備があるとの御指摘があったので、修正する。

先のDX推進本部で頂いた主な御意見は以上だが、他に、追加の質疑・御意見等があればいただきたい。

本DX推進方針案及び実施計画案について、御承認いただけたら、庁議に付議したいと考えている。

次の庁議では、先のDX推進本部で頂いた御意見と本政策調整会議での御意見を併せて、修正後の案を提出し、御審議いただく予定である。

説明は以上である。

#### 【意見等】

(益田上下水道部長)

試行して、良くなければ元の方法を継続するなど、制度設計の段階で検証等をしっかり行い、うまくいかなかった理由等から改善していくようにしていただきたい。

#### 【結果】

必要に応じて修正し、庁議に諮ることとする。

#### 【議題】

7 第5期朝霞市地域福祉計画（案）

#### 【説明】

(担当課7：山木福祉相談課長)

本議題は、現行の計画が、今年度で終了することから、第5期の計画策定についてお諮りするものである。

計画策定の背景だが、少子高齢化などの進行や、価値観の多様化に加え、コロナ禍で地域のつながりが希薄化し、8050問題や、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える世帯が増えている。また、地域の担い手不足が深刻化し、行政だけでは支援

が届きにくい場面も増えており、住民や関係団体との協働が一層重要になっている。

本計画は、社会福祉法に位置付けられる「地域福祉計画」として、関係分野の計画と連携・整合を図りながら、市として地域福祉を推進していくための基本的な方向性を示すものである。また、市が策定する本計画と、社協が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定し、制度的な支援と地域の実情を踏まえた支え合いの取組など、実効性の高い地域福祉を推進する点が特徴である。

前計画では、3つの基本目標に「仕組みづくり」「心づくり」「地域づくり」を掲げ、地域福祉の基盤整備に取り組んできた。目標1では、相談支援や包括支援センター再編などは進んだが、8050問題や住まい、再犯防止など、複雑な課題には制度別対応の限界が見えた。目標2では、民生委員活動の再開や、交流の機会づくりを進めたが、担い手の固定化が課題として残った。目標3では、防災・防犯、住まいの確保や移動支援等を進めたが、災害時も含めた「顔の見える関係づくり」の重要性が改めて明らかとなった。

こうした振り返りから、支援につながりにくい人への働きかけ、地域の支え合いの弱まり、複雑化する課題への横断的対応の必要性が整理され、「共生」の視点を踏まえた地域づくりの重要性が改めて求められている。

前計画の振り返りや、市民アンケート等を踏まえ、5つの課題に整理した。支援につながりにくい人への包括的支援体制の構築、居場所づくりの促進、分野横断的な支援、社会参加の促進、地域づくりの強化である。これらの課題は相互に関連し、複雑に重なり合っており、従来の分野別の整理ではなく、共通する視点で施策を再構成する必要がある。

本計画では、基本理念のもと「4つの基本目標」「方向性」「主な施策」という体系で整理している。本計画の大きな特徴として、第6次朝霞市総合計画と施策体系をそろえ、福祉分野の目標と市全体の政策方向を同じ軸で進められるよう再整理した点がある。これにより、分野横断で取り組むべき地域課題を、市全体の計画の中でも一貫性をもって推進できる構成となっている。また、本計画では第6章に「重層的支援体制事業に関する計画」、第7章に「成年後見制度に関する計画」の2つを新たに包含し、相談支援・権利擁護などの地域福祉をさらに一体的に推進していく。これら2つの計画は、今回初めて体系的に盛り込んだものであり、この点についても本計画の大きな特徴となる。

重層的支援体制整備事業実施計画について、重層的支援体制は制度や分野の狭間に陥りやすい複合的課題に対応するため、相談支援・参加支援・アウトリーチ・地域づくり支援を一体的に提供する仕組みである。来年度の機構改革で新設される地域共生社会課を中心として、関係機関との連携体制を整備していく。

また、重層的支援と密接に関連する施策として、「成年後見制度利用促進基本計画」も併せて推進し、判断能力が不十分な方を支える地域の権利擁護基盤を強化していく。

再犯防止推進計画については、前期の計画に引き続き、住まいの確保、相談支援など社会とのつながりの再構築といった取組を継続して進めていく。

推進体制と計画の進行管理だが、市と社協の推進委員会で進捗管理を行い、社会情勢や制度改正に応じて適時見直しを行っていく。

最後に、本計画書は全ページにユニボイス二次元コードを掲載するなどして、誰もが内容を把握しやすい情報アクセシビリティに配慮していく。

説明は以上である。

#### 【意見等】

なし

#### 【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

8 朝霞市学校施設長寿命化計画（第2期）（案）

【説明】

（担当課8：関口学校教育課次長兼教育総務課長）

朝霞市学校施設長寿命化計画（第2期）（案）については、昨年11月12日の庁議で計画素案が承認され、11月14日に教育委員会へ報告の後、11月18日の全員協議会において市議会議員に対して説明を行ったところである。

その後、市民から計画素案に対する御意見等を伺うため、11月20日から12月22日まで市民コメントを実施し、また、同じ期間に庁内への職員コメントを実施した。

各種コメントで提出された御意見への対応を検討し、その結果を踏まえて計画素案の一部を変更して計画案を策定し、計画案を教育委員会内及び庁内の検討委員会において審議した上で、本日の議題として提出している。

まず、市民コメントの結果を御報告する。資料20を御覧いただきたい。1ページ目に概要をまとめているが、4名の方から合計10件の御意見を頂いた。

2ページ以降に具体的な御意見の内容、意見に対する回答、計画素案の変更の有無についてまとめているが、今回頂いた御意見は個別具体的な内容であることから、市民コメントを受けての計画の修正は行っていない。しかし、内容について参考となる部分も多くあったため、今後の改築や改修等の検討の際の参考にしていきたいと考えている。

次に、資料21を御覧いただきたい。1ページ目の上段に概要をまとめているが、2名の職員から合計19件の御意見を頂いた。

そのうち、文章や標記の統一性や図表の見やすさなど、内容には影響がない修正を除き、意見を踏まえての修正を1箇所行っている。3ページの10、計画書27ページの目標耐用年数の記載についてである。資料19の計画案の27ページもあわせて御覧いただきたい。「(2) 目標使用年数、改修周期の設定」の「目標使用年数」である。計画素案では、鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数を80年とした理由として、上位計画である総合管理計画によることに加え、高品質と普通品質というコンクリートの品質に関連する文献を例示して説明していた。しかし、文献には普通品質と高品質の分類に幅があることや、他の文献においても直接的な等級の分類が定まっておらず、耐用年数の定義に誤解を招く表現であることから、コンクリートの品質に関する表及び注釈を削除することとしている。

この計画案を完成形として、今後庁議に付議し、承認されたら3月の教育委員会定例会に付議したいと考えている。

この教育委員会での議決をもって計画策定とし、その後はHP等で計画を公表したい。説明は以上である。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

9 リサイクルショップ見直し経過報告

## 【説明】

(担当課9：増田資源リサイクル課長)

リサイクルショップ運営事業の見直し経過報告について御説明する。資料22を御覧いただきたい。

昨年度、リサイクルプラザ事業全体の再構築の検討を行い、政策調整会議、全員協議会で検討結果について説明を行った。今回は、そのうちのリサイクルショップの具体的な方針について報告するものである。

検討経過としては、令和6年度に庁内検討委員会でリサイクル事業再構築報告書を作成、令和7年度に報告書に基づき、ショップ見直しに関するアンケートを実施した。3つの案についてそれぞれ、「是非利用したい」「機会があれば利用したい」「どちらともいえない」「あまり利用したいと思わない」「利用するつもりはない」の選択肢を選んでいただき、271件の回答があった。

案1は、市民から無償で譲っていただいた品物に、値札を付けてお客様に販売し、市の歳入とするものである。

案2は、年数回のフリーマーケットを開催するもので、他の案との併用が可能である。

案3は、有料でスペースを貸出し、市民が値付け・展示を行い、会計年度任用職員の店員が販売するものである。

アンケート結果からは、案1のリユース販売が、「ぜひ利用したい」「機会があれば利用したい」で76.4%と最も多い結果となった。

次に、リサイクルショップ見直し案の経費比較である。現状のショップは、1回の登録で100円の事務費自己負担金を頂いており、歳入は77万円である。歳出は主に4名の店員の人件費で1160万円、経費としては、約1083万円となっており、経費の削減が必須であると考えている。

案1のリユース販売では、歳入を過去3年間販売金額平均の70%と試算し、610万円である。歳出は、3名の店員で970万円、経費は約360万円である。案2のフリーマーケットは、不定期開催の為、経費の試算は行っていない。案3のレンタルスペースは、50区画・月1000円・稼働率70%の想定で、歳入42万円、歳出は、2.5名の店員で780万円、経費は約738万円である。経費削減の必要性からも、案1のリユース販売となる。

今後の予定だが、既に令和8年度にリユース販売として見直し案決定の市長決裁を終えている。本日の政策調整会議終了後は、2月13日の全員協議会で説明予定である。

また、令和8年2月末から3月を目途に、一括買取査定「おいくら」とリユース事業に関する協定を締結し、これからもリサイクル品を売りたい市民への選択肢の1つとしてホームページ等で提示する予定である。「おいくら」については、協定締結の記者発表までは、固有名詞を出さない条件で、協議を進めているところである。

令和8年度にはリユースショップとしての営業を開始する。令和9年度以降も毎年ショップの見直しを行い、特に店員の必要人数については、検証を継続していく。参考として、令和12年度に和光市とのごみ広域処理施設が稼働開始する。

資料23は、参考として、「リサイクルショップに関するアンケート集計結果報告書」を添付している。

説明は以上である。

## 【意見等】

(益田上下水道部長)

これは現在行っている事業内容の見直しということか。建物を他の事業に活用するという見直しは行わないのか。

(又賀市長公室長)

今の説明のとおりであれば、事業内容の見直しである。建物自体の活用については、今後どのようにマネジメントしていくか検討が必要ではないか。

(紺清市民環境部長)

現在は補助金を受けて運営しているため、建物を利用できるのが環境団体に限られているが、令和12年度にごみ広域処理施設が稼働した後はその制限がなくなるため、そこから建物の活用についての検討となる。その際には朝霞台駅周辺の公共施設マネジメントに組み込むこととなると考えている。

今回の見直しは、経費の節減の面から行っている。将来的にはリユースの事業を広域連合に移管となるかもしれないが、現在は事業内容の見直しとしている。

(益田上下水道部長)

そういった内容の滲み出しはしなくて良いのか。また、リユースのサービスは民間にもあるが、人員を圧迫して継続する必要はあるのか。

(担当課9：増田資源リサイクル課長)

現在も行っている事業のため、これ以上人員を圧迫することはない。また、かなり安価なものを扱っているため、民間との住み分けはできていると考える。

(又賀市長公室長)

マネジメントに関しては、来年度マネジメント推進室を設置するため、そこで検討していくことで良いのではないか。

(堤田こども・健康部長)

一括買取査定はどのようなサービスなのか。

(担当課9：増田資源リサイクル課長)

リサイクルショップの商品は無償提供とするため、無償では嫌だという方に選択肢の1つとしてサービスの紹介を行うのみである。

(濱総務部長)

持ち込む商品は何でも良いのか。

(担当課9：増田資源リサイクル課長)

現在のリサイクルショップで扱っているもの以外は扱わない方向である。

(濱総務部長)

値付けについては、どうするのか。市場価値を確認し、シビアにしていかなければならないのではないか。そのようにしていかないと、試算のとおりに行かないと考える。

(担当課9：増田資源リサイクル課長)

現在は持ち込んだ方に価格設定をしていただくことになっているが、実際には職員が価格提案を行うこともあるため、同様に値付けは可能と考えている。また、これまでの実績に基づいて試算しているため、ある程度現実に即した数字である。

(濱総務部長)

現在のリサイクルショップは預かりで、売れ残ったものは返却しているが、譲渡としてしまうとごみのようなものの持ち込みが増え、処分費が増加してしまうのではないかと。

(担当課9：増田資源リサイクル課長)

売れるもの、値が付くものを譲り受けるようにしていく。また、売れ残ったものについては、処分を行う旨に同意いただき、処分していく。

(紺清市民環境部長)

根本的には歳入をいかに増やすかということから、無償提供としている。ごみと品物の境目は難しいが、店員の知識・経験値を生かして取り組んで行く。結果として思うようにいかなかった場合は見直しを行っていく。

(益田上下水道部長)

無償で譲渡されたものを販売して、歳入とするのは良いのか。

(濱総務部長)

撤去した放置自転車はどうしているのか。

(松岡都市建設部長)

放置自転車については提携している業者に譲渡し、販売されているが、市の歳入ではない。

(担当課9：増田資源リサイクル課長)

市の歳入ではあるが、経費を上回っているわけではない。

(益田上下水道部長)

売ることはできないが処分料をかけたくないという人が来るのではないかと。

(濱総務部長)

そういった人が増える可能性はあるが、同様の取組を行っている自治体の事例を検討して提案していると考えため、一旦この方向で進めても良いのではないかと。

(又賀市長公室長)

この方向で進めて良いと考える。啓発としての視点もあるのではないかと。

(紺清市民環境部長)

1番の目的は啓発である。

(担当課9：山根資源リサイクル課専門員兼リサイクルプラザ所長)

ごみの処分量の増加については、売れ残って結局ごみになったとしてもそれがマイナスではなく、使える方に使っていただくという効果を期待している。持ち込まなかった場合は市民もごみを出すため、ごみを出す場所が変わっただけであり、経費の範囲内で処分が可能と考えている。

**【結果】**

報告のとおり、見直しを進めることとする。

**【閉会】**